

市民に信頼される議会を目指します

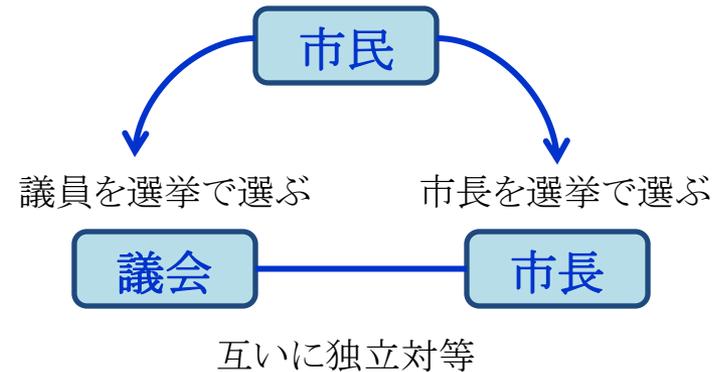
★議会の役割ってなあに？

地方自治体は、住民が市長と議会議員の両者を直接選挙で選ぶ二元代表制をとっています。

これからの地方自治体は、この二元代表制の仕組みの中で、国や都道府県に頼らずに、地域のことは地域で判断し、政策を実行してかなければなりません。議会は、市長の提案する事業計画や予算、条例案などを市民の目線でチェックして、地方自治体の意思を最終的に決定する役割があります。（参考：日本国憲法第93条、地方自治法第96条）

このように、議会は、住民の代表として、地方自治体の意思決定機関として重要な役割を担っています。

二元代表制のイメージ



★議会基本条例ってなあに？

地方議会の最高規範、「市民に対する議会の約束」として、議会の役割と責任を示した地方議会の憲法ともいえる条例です。

主な内容は、議会や議員の活動原則を明記する、市民と議員が意見交換をする機会を設ける、議員同士が十分に議論を尽くす議会運営をするなどです。

議長の諮問を受けた議会基本条例検討委員会が、市民説明会でいただきました御意見も参考に、現在も検討を重ねています。第1次素案を掲載しましたので、併せて御覧ください。

★条例が制定されると、市民にどのようにかかわってくるの？

旭川市議会が、さらに機能を強化し、皆さまの身近な存在になります。

これまで議会改革を進めてきましたが、市民の皆さまにもっと見える、分かりやすい議会として、責任を果たしていきたいと考えています。この条例を制定することで、選挙で選ばれた議員の集まりである議会が組織一丸となって、時代の変化に応じた議会運営をし、市長等執行機関を市民の目線でチェックし、市民との意見交換を通して、市民の皆さんと様々な情報を共有しながらともに政策につなげていきたいと考えています。